

船橋市地域防災計画【修正概要】

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成・修正する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

災害時応援協定の締結や現在ハザードマップで公開している内水浸水想定区域の一部が水防法に基づく浸水想定区域の対象となったことに伴い、現行の地域防災計画の修正を行います。

主な修正内容

1 消防局・消防指令センターの整備に伴う修正（本編）

移転が計画されている消防局・消防指令センターについては、市役所が使用できない場合の代替拠点として活用することが想定されることから、その概要について追記します。

修正案（地震1.2-8）

ア 消防局・消防指令センターの整備

消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。

なお、市は、災害対策本部の代替施設として、消防指令センターを位置付け、同施設6階（職員研修所部分）を使用することとしているが、移転後は、その機能を移転先の消防局庁舎・消防指令センター2階（消防局庁舎）の消防研修室・会議室等の約500㎡を中心に、必要な面積及び設備を整備する。

2 内水浸水想定区域に関連する修正（資料編）

水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の追加

内水浸水想定区域の一部が水防法に基づく浸水想定区域の対象となったこと等から、同法に基づく避難確保計画作成等の義務の対象となる浸水想定区域内の要配慮者利用施設を追加します。

3 時点修正等

- ① 避難施設一覧の更新（資料編）
- ② 災害時応援協定締結先一覧の更新（資料編）
- ③ 令和5年度における災害記録の更新（資料編）
- ④ その他時点修正及び軽微な修正